

## 社会福祉施設最低基準等状況調査書 (施設調書)等の作成上の注意事項

- 施設調書等の提出につきましては、理事長又は代表者名による市長宛ての文書(鑑文)を作成して、添付してください。(押印は不要です。)
- 施設調書等は、下記の提出物の内容・書類名により、それぞれの形体及び提出方法により、提出してください。なお、保育所及び幼保連携型認定こども園ともにNo. 1の施設調書を除いて、提出書類は同じです。

### ※新たに令和8年度より保育所又は幼保連携型認定こども園を開所された施設さまへの注意事項

1. 施設調書の記載について、「前年度」の箇所については入力不要です。
2. 令和7年度の計算書類は不要です。(附属明細書、財産目録含む)
3. 令和7年度の事業報告書は不要です。

### <社会福祉法人の場合>

No.	内容・書類名		提出方法	提出・記載内容に関する注意事項
1	施設調書 ・「保育所調書」 ・「幼保連携型認定こども園施設調書【社会福祉法人用】」		Logoフォーム、メール又は郵送等	施設ごとに提出する施設調書が異なります。
2	現況報告書		Logoフォーム、メール又は郵送等	「財務諸表等入力シート」の①現況報告書のシート部分を②折り畳んだ上、印刷してください。 ※電子ファイルで提出する場合はPDF化してください。
3	計算書類		Logoフォーム、メール又は郵送等	令和7年度決算 ※当該施設に係るもののみ提出してください。
4	法人全体で作成	1. 借入金明細書	Logoフォーム、メール又は郵送等	※該当事由がない場合は作成を省略することができる。 ※当該施設に係るもののみ提出してください。
		2. 寄附金収益明細書		
		3. 補助金事業等収益明細書		
		4. 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		
		5. 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書		
		6. 基本金明細書		
		7. 国庫補助金等特別積立金明細書		
	拠点区分ごとに作成	8. 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書		
		9. 引当金明細書		
		10. 拠点区分資金収支明細書		
		11. 拠点区分事業活動明細書		
		12. 積立金・積立資産明細書		
		13. サービス区分間繰入金明細書		
		14. サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		
5	財産目録		Logoフォーム、メール又は郵送等	令和8年3月31日時点のもの
6	事業報告書		Logoフォーム、メール又は郵送等	令和7年度分 ※当該施設に係るもののみ提出してください。
7	各施設の平面図及び施設付近の地図		Logoフォーム、メール又は郵送等	略図またはパンフレットで可(昨年度より変更がない場合は提出不要)

※電子開示システム・・・「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」のこと

< 社会福祉法人以外の場合 >

No.	内容・書類名		提出方法	提出・記載内容に関する注意事項
1	施設調書 ・「保育所調書」 ・「幼保連携型認定こども園施設調書【学校法人用】」		Logoフォーム、 メール又は 郵送等	施設ごとに提出する施設調書が異なります。
2	履歴事項全部証明書 (商業・法人登記の登記事項証明書)		Logoフォーム、 メール又は 郵送等	写しの原本証明は不要です。
3	(1) 又は (2) の いずれか	(1) 決算関係書類	Logoフォーム、 メール又は 郵送等	令和7年度決算
		(2) 計算書類及び附属明細書 (作成が可能な場合)	Logoフォーム、 メール又は 郵送等	社会福祉法人会計基準に規定する令和7年度計算書類(当該施設に係るもの)
4	財産目録		Logoフォーム、 メール又は 郵送等	・令和8年3月31日時点のもの ・作成していない場合は財産目録に相当するもの(当該施設区分の内訳が分かるもの)
5	事業報告書		Logoフォーム、 メール又は 郵送等	令和7年度分 (当該施設に係るもののみ提出してください。)
6	各施設の平面図及び施設付近の地図		Logoフォーム、 メール又は 郵送等	略図またはパンフレットで可(昨年度より変更がない場合は提出不要)

- 鑑文及び施設調書(保育所調書及び幼保連携型認定こども園施設調書)については、下記の広域幼児育成課のホームページからダウンロードしてください。

広域幼児育成課HP

<https://www.city.minoh.lg.jp/kouikiyouji/kansanadonituite.html>

## 「No.2 現況報告書」(財務諸表等入力シートの印刷方法)

- ① 現況報告書のシートを選択
- ② 折り畳みボタンで空欄部分を折り畳む。  
以上の作業の後、現況報告書のシート全体を印刷してください。

別紙 1

現況報告書様式 (平成29年4月1日現在)

トップページに戻る   次のセクション   前のセクション   ヘルプ   チェック   平成28年度現況報告書転記   郵便番号で住所入力   入力候補   **折り畳み**

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
13 東京都	101 千代田区	00001	1699000004111	04 社会福祉事業団	01 運営中

(7)法人の名称	テスト厚生労働省直轄 法人 A 現況報告書				
(8)主たる事務所の住所	東京都	千代田区	○○○市区町村以下を入力する○○○		
(9)主たる事務所の電話番号	012-456-7890	(10)主たる事務所のFAX番号	123-234-4455	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.ditgroup.jp/		(14)法人のEメール	eb-ibmwam@ditgroup.jp	
(15)法人の設立認可年月日	平成12年4月1日	(16)法人の設立登記年月日	平成12年4月1日		

トップページ   **現況報告書**   一覧   検索   印刷   80%

### 【根拠法令】

#### ○ 児童福祉法

(報告の徴収等)

第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

#### ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(報告の徴収等)

第19条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。